

那覇市ガイドヘルパー事業実施要綱

平成18年10月26日

那覇市福祉事務所長決裁

(目的)

第1条 那覇市ガイドヘルパー事業(以下「事業」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。第3条第3項において「法」という。)第77条第1項第8号に規定する移動支援事業として、屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(事業の実施方法)

第2条 事業は、次項の実施方法により行うこととする。

2 那覇市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)は、事業の支給決定を受けた障がい者及び障がい児の保護者(以下「支給決定障がい者等」という。)が、第15条第4項の規定によるガイドヘルパー事業者として指定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)からサービスを受けたときは、ガイドヘルパー事業費を支給するものとする。

(対象者等)

第3条 事業の対象者は、原則として、市内に居住する障がい者等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、当該身体障害者手帳に、障がいの等級が1級又は2級の肢体不自由で四肢全て若しくは体幹の障がいがあると記載されているもの
- (2) 沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年11月18日沖縄県告示第462号)第1条の療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、当該精神障害者保健福祉手帳に、障がいの等級が1級又は2級と記載されているもの
- (4) 次に掲げる者のうち、保護者等(保護者及び社会通念上通学の支援を行うことが適当と認められる者をいう。次項において同じ。)の疾病、障がい、就労等の理由により通学における送迎手段や付き添いが得られないため、事業による通学の支援を必要とするもの(以下「通学支援対象児」という。)

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項の重症心身障害児

イ 医療的ケア児(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他の医療行為が通学中において必要な児童をいう。)

- (5) 前各号に掲げる対象者と同等に事業の利用が必要と認められる者

2 就学前の障がい児が事業を利用するときは、原則として、保護者等が同伴するものとする。ただし、保護者等の疾病その他のやむを得ない事由により保護者等が

同伴することができない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、事業の対象者(通学支援対象児を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、事業によるサービスの提供は行わないものとする。

- (1) 法第5条第3項の重度訪問介護又は同条第9項の重度障害者等包括支援を受けているとき。
- (2) 法第5条第4項の同行援護を受けているとき。
- (3) 法第5条第5項の行動援護を受けているとき。
- (4) その他サービスを提供することが不適當と認められるとき。

(サービスの内容)

第4条 事業は、支給決定障がい者等に、外出時における移動中の介護を個別的に支援する場合のマンツーマンでの支援とし、対象となる外出は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出
- (2) 余暇活動等社会参加のための外出
- (3) 通学支援対象児に係る通学のための外出

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときには、原則として、事業によるサービスの提供は行わないものとする。

- (1) 通勤・営業活動等の経済的活動に係る外出
- (2) 通年かつ長期にわたる外出(前項第3号の外出を除く。)
- (3) 社会通念上事業を利用することが適當でない認められる外出

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする対象者(以下「申請者」という。)は、ガイドヘルパー事業支給申請書(第1号様式)を福祉事務所に提出するものとする。

(利用の決定等)

第6条 福祉事務所長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、その可否を決定したときはガイドヘルパー事業支給決定(却下)通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(利用の有効期限及び更新申請)

第7条 利用の有効期限は、最長1年間とする。

2 支給決定障がい者等が、有効期間満了後も引き続き利用しようとするときは、有効期間満了日の1月前までに第5条に規定する申請を行わなければならない。

(受給者証の交付)

第8条 福祉事務所長は、支給決定障がい者等に対して、地域生活支援事業受給者証(以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。

2 受給者証には、費用負担の有無、サービス支給量、有効期間を表示しなければならない。

(利用の変更及び廃止)

第9条 支給決定障がい者等は、次に掲げる各号に該当するときは、ガイドヘルパー事業支給決定変更(廃止)届(第3号様式)により、速やかに福祉事務所に届け出なければならない。

- (1) 支給決定障がい者等の住所等を変更した場合
 - (2) 支給決定障がい者等の心身状況に大きな変化があった場合
 - (3) 利用を中止する場合
- (利用の取消し)

第10条 福祉事務所に、支給決定障がい者等が次に掲げる各号に該当するときは、第6条の規定による支給決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
 - (2) 不正又は虚偽の申請により支給決定を受けた場合
 - (3) その他福祉事務所に利用を不適当と認めた場合
- (利用の方法)

第11条 支給決定障がい者等は、受給者証を指定事業者に提示し、支給決定を受けたサービス支給量の範囲内で事業者に対してサービスの提供を依頼するものとする。

2 支給決定障がい者等は、サービスを受けたときは、身体介護を伴わない場合は別表第1、身体介護を伴う場合は別表第2に定める基準に基づき算出されたサービス費用から第14条第1項の規定により算出したガイドヘルパー事業費の額を控除した額を、サービスの提供を受けた指定事業者を支払うものとする。

(利用時間)

第12条 事業の利用時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、福祉事務所に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 重症心身障害児通学支援の利用時間は、午前7時から午後6時までとする。ただし、福祉事務所に必要と認める場合は、利用時間を変更することができる。

(利用の上限)

第13条 事業の利用時間の1月あたりの上限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第4条第1項第1号及び第2号は、合わせて12時間とする。ただし、単身世帯の場合、又は、介護者が高齢又は障がい等により十分な介護ができないと認められる場合は、18時間とすることができる。
- (2) 第4条第1項第3号は、23時間とし、前号の規定とは別に利用することができる。ただし、福祉事務所に必要と認める場合は、上限を超えて利用することができる。

(ガイドヘルパー事業費)

第14条 ガイドヘルパー事業費の額は、身体介護を伴わない場合は別表第1、身体介護を伴う場合は別表第2に定める基準により算定した費用の100分の90に相当する額とする。ただし、生活保護法(昭和24年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯及び市町村民税非課税世帯にあっては、100分の100に相当する額とする。

2 前項に規定する身体介護の有無は、別表第3に定める状況の聴取及び別表第4に定

める判定基準により判定するものとする。

3 支給決定障がい者等が指定事業者から事業のサービスを受けたときは、福祉事務所長は、第1項の規定により算出したガイドヘルパー事業費を、当該支給決定障がい者等に代わり、当該指定事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、支給決定障がい者等に対しガイドヘルパー事業費の支給があったものとみなす。

(ガイドヘルパー事業者の指定)

第15条 指定事業者の指定は、事業者の申請により、事業所ごとに行うものとする。

2 指定を受けようとする事業者は、法に規定する居宅介護又は重度訪問に係る指定を受けている障害福祉サービス指定事業者であって、福祉事務所長が適当と認めたものとする。

3 第1項に規定する申請は、ガイドヘルパー事業者指定申請書(第4号様式)に次に掲げる事項を記載した書類を添えておこなうものとする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者指定通知の写し
- (2) 障害福祉サービス事業等開始届出書の写し
- (3) 定款(法人の場合)
- (4) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (5) 指定事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- (6) 運営規程
- (7) 障がい者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (8) 従業員の勤務の体制及び勤務形態
- (9) 収支予算書
- (10) 重要事項説明書
- (11) その他指定に関し福祉事務所長が必要と認める事項

4 福祉事務所長は、指定を決定したときは、第1項の規定により申請した事業者に対し、ガイドヘルパー事業者指定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(指定事業者の責務)

第16条 指定事業者は、支給決定障がい者等に対して適切な事業のサービスを提供できるよう従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 指定事業者は、事業のサービスの提供時に事故が発生した場合は、福祉事務所長及び支給決定障がい者等の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 指定事業者は、事業のサービスの提供に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び支給決定障がい者等へのサービスの提供の記録を整備し、サービスの提供を行った日から起算して5年間は、これらの書類を保存しなければならない。

5 指定事業者は、前項の書類について福祉事務所長から提出又は提示を求められた

ときは、遅滞なくこれを提出し、又は提示しなければならない。

- 6 指定事業者及びその従業者は、業務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。指定事業者がその事業を廃止し、又はその指定を取消された後も同様とする。

(変更の届出等)

第17条 指定事業者は、指定内容に変更があったとき又は事業を廃止若しくは休止若しくは再開したときは、ガイドヘルパー指定事業者変更等届出書(第6号様式)により、10日以内にその旨を福祉事務所長に届け出なければならない。

(支給明細書の交付)

第18条 指定事業者は、支給決定障がい者等に対して、事業のサービスを提供したときは、提供した年月日その他の必要な事項を記載した支給に係る明細書を支給決定障がい者等に対して交付しなければならない。

(報告等)

第19条 福祉事務所長は、支給に関して必要があると認められる場合は、指定事業者及びその従業者又はこれらの者であった者に対し、次に掲げる協力を求めることができる。

- (1) 事業の実施状況等を報告すること。
 - (2) 事業に係る会計帳簿その他関係書類を提出し、又は提示すること。
 - (3) 那覇市の職員(以下「職員」という。)が関係者に対して行う質問に回答すること。
 - (4) 職員が指定事業所に立ち入り、その設備及び帳簿書類その他の物件の検査をすること。
- 2 前項の規定により協力を求める場合において、福祉事務所長が指定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定により協力を求めることは、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し)

第20条 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定事業者の指定を取消することができる。

- (1) 障害福祉サービス指定事業者の指定を取消された等の理由により要件を欠くに至った場合
- (2) 事業費の請求に関し不正があった場合
- (3) 前条の規定による協力を拒み、若しくは妨げ、若しくは忌避した場合又は虚偽の報告若しくは答弁をした場合(指定事業者の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため指定事業者が相当の注意及び監督を尽くした場合を除く。)
- (4) 指定事業者が不正の手段により指定を受けた場合

- (5) その他指定事業者が事業のサービスに関し不正又は不当な行為をした場合
- 2 福祉事務所長は、前項の規定により指定を取消したときは、当該指定を取消された指定事業者に対し、ガイドヘルパー指定事業者指定取消通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月26日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 適用日の前日において障害者自立支援法による外出介護を提供している者については、継続して本事業によるサービス提供ができる事業者とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市ガイドヘルパー事業実施要綱の規定は、施行の日以後の事業の利用に係るサービス費用及びガイドヘルパー事業費について適用し、同日前の事業の利用に係るサービス費用及びガイドヘルパー事業費については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市ガイドヘルパー事業実施要綱の規定は、施行の日以後の事業の利用に係るサービス費用及びガイドヘルパー事業費について適用し、同日前の事業の利用に係るサービス費用及びガイドヘルパー事業費については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年12月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前にガイドヘルパー事業を開始している事業者(平成18年10月1日付でみなし指定事業所にした事業者を除く。)が改正後の那覇市ガイドヘルパー事業実施要綱第15条の規定による指定事業者の指定申請を行った場合は、事業指定日を事業開始日に遡って指定するものとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年7月1日から適用する。ただし、令和3年6月30日までの事業の実施については、従前の例による。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第11条・第14条関係)

基準単価表(身体介護を伴わない)

(日中帯 8：00～18：00)	
利用時間	単価
30分迄	1,160
30分を越えて1時間迄	1,990
1時間を越えて1時間30分迄	2,820
1時間30分を越えて2時間迄	3,650
2時間を越えて2時間30分迄	4,480
2時間30分を越えて3時間迄	5,310
3時間を越えて3時間30分迄	6,140
3時間30分を越えて4時間迄	6,970
4時間を越えて4時間30分迄	7,800
4時間30分を越えて5時間迄	8,630
5時間を越えて5時間30分迄	9,460
5時間30分を越えて6時間迄	10,290
6時間を越えて6時間30分迄	11,120
6時間30分を越えて7時間迄	11,950
7時間を越えて7時間30分迄	12,780
7時間30分を越えて8時間迄	13,610
8時間を越えて8時間30分迄	14,440
8時間30分を越えて9時間迄	15,270
9時間を越えて9時間30分迄	16,100
9時間30分を越えて10時間迄	16,930

(夜間早朝帯 6：00～8：00 18：00～22：00)	
利用時間	単価
30分迄	1,450
30分を越えて1時間迄	2,490
1時間を越えて1時間30分迄	3,530
1時間30分を越えて2時間迄	4,570
2時間を越えて2時間30分迄	5,610
2時間30分を越えて3時間迄	6,650
3時間を越えて3時間30分迄	7,690
3時間30分を越えて4時間迄	8,730

(深夜帯 22：00～6：00)	
利用時間	単価
30分迄	1,740
30分を越えて1時間迄	2,990
1時間を越えて1時間30分迄	4,240
1時間30分を越えて2時間迄	5,490
2時間を越えて2時間30分迄	6,740
2時間30分を越えて3時間迄	7,990
3時間を越えて3時間30分迄	9,240
3時間30分を越えて4時間迄	10,490
4時間を越えて4時間30分迄	11,740
4時間30分を越えて5時間迄	12,990
5時間を越えて5時間30分迄	14,240
5時間30分を越えて6時間迄	15,490
6時間を越えて6時間30分迄	16,740
6時間30分を越えて7時間迄	17,990
7時間を越えて7時間30分迄	19,240
7時間30分を越えて8時間迄	20,490

※1 原則として、利用できる時間帯は、日中帯(8：00～18：00)及び夜間帯(18：00～22：00)とする。

※2 緊急時の病院受診や、家族の入院付き添いなどやむを得ない場合は、早朝帯、深夜帯の利用ができるものとする。

※3 基準単価表の適用にあたっては、15分未満を切り捨てとする。

別表第2(第11条・第14条関係)

基準単価表(身体介護を伴う)

(日中帯 8:00～18:00)	
利用時間	単価
30分迄	1,870
30分を越えて1時間迄	3,410
1時間を越えて1時間30分迄	4,950
1時間30分を越えて2時間迄	6,490
2時間を越えて2時間30分迄	8,030
2時間30分を越えて3時間迄	8,910
3時間を越えて3時間30分迄	9,790
3時間30分を越えて4時間迄	10,670
4時間を越えて4時間30分迄	11,550
4時間30分を越えて5時間迄	12,430
5時間を越えて5時間30分迄	13,310
5時間30分を越えて6時間迄	14,190
6時間を越えて6時間30分迄	15,070
6時間30分を越えて7時間迄	15,950
7時間を越えて7時間30分迄	16,830
7時間30分を越えて8時間迄	17,710
8時間を越えて8時間30分迄	18,590
8時間30分を越えて9時間迄	19,470
9時間を越えて9時間30分迄	20,350
9時間30分を越えて10時間迄	21,230

(夜間早朝帯 6:00～8:00 18:00～22:00)	
利用時間	単価
30分迄	2,340
30分を越えて1時間迄	4,270
1時間を越えて1時間30分迄	6,190
1時間30分を越えて2時間迄	8,120
2時間を越えて2時間30分迄	10,040
2時間30分を越えて3時間迄	11,140
3時間を越えて3時間30分迄	12,240
3時間30分を越えて4時間迄	13,340

(深夜帯 22:00～6:00)	
利用時間	単位
30分迄	2,810
30分を越えて1時間迄	5,120
1時間を越えて1時間30分迄	7,430
1時間30分を越えて2時間迄	9,740
2時間を越えて2時間30分迄	12,050
2時間30分を越えて3時間迄	13,370
3時間を越えて3時間30分迄	14,690
3時間30分を越えて4時間迄	16,010
4時間を越えて4時間30分迄	17,330
4時間30分を越えて5時間迄	18,650
5時間を越えて5時間30分迄	19,970
5時間30分を越えて6時間迄	21,290
6時間を越えて6時間30分迄	22,610
6時間30分を越えて7時間迄	23,930
7時間を越えて7時間30分迄	25,250
7時間30分を越えて8時間迄	26,570

- ※1 原則として、利用できる時間帯は、日中帯(8:00～18:00)及び夜間帯(18:00～22:00)とする。
- ※2 緊急時の病院受診や、家族の入院付き添いなどやむを得ない場合は、早朝帯、深夜帯の利用ができるものとする。
- ※3 基準単価表の適用にあたっては、15分未満を切り捨てとする。
- ※4 身体介護を伴うとは、別表第4「日常生活の状況」による調査のうち、別表第5「身体介護を伴う」の判定基準で規定された支援が必要な状態にあるものとする。

別表第3(第14条関係)

日常生活の状況

1. 日常生活関連動作の状況

項目		
(1) 食事（摂食動作のみ）	全：3歳半	一部：2歳児より該当
(2) 排泄	全：5歳	一部：2歳児より該当
(3) 入浴（洗身・洗髪行為）	全：10歳	一部：4歳児より該当
(4) 移動	全：6歳	一部：2歳児より該当
(5) 衣服着脱	全：6歳	一部：4歳児より該当

2. 行動・精神症状の状況

項目	
①	特定の物や人に対する強いこだわり
	多動または行動の停止
	パニック等の不安定な行動
	突然走っていなくなるような突発的な行動
	他人に突然抱きついたり、断りなく物を持ってくる行動
②	睡眠障害（夜間不眠あるいは昼夜の逆転）
	排泄物を弄ぶなど不潔な行為を行うこと
	異食行動（食べられないものを口に入れること）
	過飲食や反芻など食事に関する不適応行動
③	自分の体を叩いたり傷つけたりする行為
	叩いたり蹴ったり器物を壊したりする行為
④	気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する
⑤	再三の手洗いや繰り返し確認のため日常生活動作に時間がかかる
⑥	他者と交流することの不安や緊張のため外出できない
	自室に閉じこもって何もしないでいる
⑦	文章を読んだり、書くことが困難

別表第4(第14条関係)

「身体介護を伴う」の判定基準

1. 日常生活関連動作の状況

(1) 食事 (2) 排泄 (5) 衣服着脱	1 つ以上「一部介助」がある。
------------------------------	-----------------

2. 行動・精神症状の状況

多動または行動の停止 パニックなどの不安定な行動 突然走っていなくなるような突発的な行動 他人に突然抱きついたり、断りなくものを持ってくる行動 異食行動 自分の体を叩いたり傷つけたりする行為 叩いたり蹴ったり器物を壊したりする行為	1 つ以上 「ほぼ 毎日」が ある。	2 個以上 「週に 1 回以上 の支援 や配慮 が必要」 がある。
---	-----------------------------	---

3. 通学支援対象児である。